

令和 4 年度神奈川県青少年育成活動推進者表彰について

1 神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱の改正案(別添)について

(1) 改正の趣旨

「神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱」のうち第 3 項(2)について、時代に即した文言に修正する。

(2) 改正の内容

「神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱」第 3 項(2)の冒頭「勤労青少年の福祉増進に尽力」から「青少年の育成と自立への支援や困難を有する青少年の社会的自立の支援に尽力し」に修正する。

2 NPO 団体等の推薦に係る市町村への調査について

(1) 市町村への調査結果

33 市町村のうち 10 市町村より NPO 団体等の推薦等が可能と回答があった。

(2) 令和 4 年度の対応

各市町村推薦枠の他に、別途 NPO 団体の推薦枠を設けることを市町村への依頼文に明記する。

NPO 団体の推薦等が可能と回答した市町村については、依頼文を送付後、個別に電話等により依頼する。

神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱

1 目的

生業のかたわら、青少年健全育成活動の推進力として、奉仕に努力を傾けている個人に対し、神奈川県青少年問題協議会が感謝の意を表わし青少年健全育成活動の発展に資する。

2 対象

県内の青少年の健全育成に熱意をもってあたり、その業績が特に顕著な民間の個人。ただし、公務員であっても職務以外において実践しているものは対象とすることができる。

3 表彰事項

表彰の対象は、次の各号に掲げる事績とする。

- (1) 青少年団体または育成団体の育成強化に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
- (2) **青少年の育成と自立への支援や困難を有する青少年の社会的自立の支援**に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
- (3) 青少年の教育・生活指導に熱意をもってあたり、その活動が特に活発であるもの。
- (4) 青少年の非行防止のための活動を積極的に行い、青少年の保護育成に尽力したもの。
- (5) 社会環境浄化のための活動を積極的に行い、環境整備に尽力したもの。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成、非行防止に関し、多大の事績があったもの。

4 表彰候補者

- (1) 市町村青少年問題協議会会長が県青少年問題協議会会長に推薦するもの。
- (2) 県青少年問題協議会会長が認めるもの。

5 表彰者の決定

県青少年問題協議会会長は、前項の表彰候補者について協議会の審議を経て表彰者を決定する。

附 則

この要綱は、昭和47年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

神奈川県青少年育成活動推進者表彰実施細目 新旧対照表 (令和4年 月 日改正)

新	旧
<p>第1項～第3項(1) (略)</p> <p>第3項(2) 青少年の育成と自立への支援や困難を有する青少年の社会的自立の支援に尽力し、その活動が特に活発であるもの。</p> <p>第3項(3)～第5項 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、昭和47年12月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、昭和53年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年 月 日から施行する。</p>	<p>第1項～第3項(1) (略)</p> <p>第3項(2) 勤労青少年の福祉増進に尽力し、その活動が特に活発であるもの。</p> <p>第3項(3)～第5項 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、昭和47年12月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、昭和53年8月1日から施行する。</p>

令和4年6月 日

各市町村青少年問題協議会会長 殿

神奈川県青少年問題協議会会長

令和4年度神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者の推薦について（依頼）

本協議会の運営につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の表彰について、別添表彰要綱及び実施細目に基づき実施します。

については、貴会から 名の表彰候補者を御推薦いただき、別添実施細目に定める「神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者推薦書」により、9月6日（火）までに神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課へ御提出くださるようお願いします。

また、NPO団体等で青少年健全育成活動に従事されている方について、別途推薦枠を設けましたので、該当がありましたら、各市町村推薦割り当て数にこだわらず御推薦くださるようお願いします。

なお、表彰式は、令和5年2月25日（土）に神奈川県立音楽堂で実施する予定としていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により中止することも考えられますことを申し添えます。

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部

青少年課調整グループ 福岡

電話(045)210-1111 内線 3836

ファクシミリ(045)210-8841

電子メール fm0214.4y8@pref.kanagawa.lg.jp

表彰事務担当者 殿

神奈川県青少年問題協議会
青少年育成活動推進者表彰担当

令和4年度神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者の
推薦に当たっての留意事項について

- ・ 「神奈川県青少年育成活動推進者表彰」は、「神奈川県青少年育成功労者表彰」（知事表彰）の前提要件となっていますので、十分配慮してください。（＜参考②＞参照）
- ・ 推薦割当数の範囲内で推薦してください。
- ・ 子ども会や青少年指導員などの従来の青少年指導者層にこだわらず、地域で様々な分野で青少年育成活動を展開している方の推薦についても配慮してください。
- ・ 青少年の主体的な活動を奨励する意味から、地域のグループ等において指導的な役割を担っている若い力の推薦についても配慮してください。
- ・ 公務員の推薦は、要綱上対象からはずされているわけではありませんが、特に青少年行政関係者は、職務と職務以外との区別が判断しにくいので、できるだけ避けてください。（職業が公務員の方については、後日、職務と関係のない活動をもつての推薦か否か確認させていただく場合があります）
- ・ 青少年健全育成分野における上位の表彰（健全育成分野での県民功労者表彰等）を受けた方は推薦の対象から除外してください。
- ・ できるだけ多くの育成者を表彰し、育成活動を奨励する意味から、過去の受賞者は、原則として除外し、ジェンダーバランスについても考慮してください。
- ・ 推薦書の取扱いについては、表彰候補者本人が直接記入することのないよう、特にご注意ください。
- ・ 推薦書ご記入の際は、別紙「推薦書記入例」及び「記入要領」をご参照ください。
- ・ NPO団体等で青少年健全育成活動に従事されている方について、別途の推薦枠を設けました。該当がありましたら、各市町村割り当て数にこだわらずご推薦くださるようお願いいたします。なお、ご推薦にあたりましては、同一年度においては1団体1名までとさせていただくようお願いいたします。（NPO団体等活動例：居場所づくり、ひきこもりへの支援等）
- ・ 過年度、推薦いただいた受賞者の方の電話番号が間違っていたため、関係のない方に迷惑をおかけした事例がありました。このようなことのないよう、出来る範囲で構いませんので、氏名、住所、電話番号を十分確認の上、推薦いただくようお願いいたします。

＜参考①＞ 神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱（抜粋）

3 表彰事項

表彰の対象は、次の各号に掲げる事績とする。

- (1) 青少年団体または育成団体の育成強化に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
- (2) 青少年の育成と自立への支援や困難を有する青少年の社会的自立の支援に尽力し、その活動が特に活発であるもの。（改正予定）
- (3) 青少年の教育・生活指導に熱意をもってあたり、その活動が特に活発であるもの。
- (4) 青少年の非行防止のための活動を積極的に行い、青少年の保護育成に尽力したもの。
- (5) 社会環境浄化のための活動を積極的に行い、環境整備に尽力したもの。
- (6) 前号に掲げるもののほか、青少年の健全育成、非行防止に関し、多大な事績があったもの。

<参考②>神奈川県青少年育成功労者表彰実施要領（抜粋）

（推薦基準）

2 要綱第2条に定める表彰候補者の推薦基準は、次の要件のとおりとする。

(1) 個人

要綱第2条各号のいずれかの活動に通算して15年以上従事し、現在も引き続き活動している者で、過去に神奈川県青少年問題協議会会長表彰(感謝状)※を受賞している者。

※神奈川県青少年育成活動推進者表彰のことです。

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部

青少年課 調整グループ 福岡

電話(045)210-1111 (内 3836)

ファクシミリ(045)210-8841